

居所不明児童生徒について

1 居所不明児童生徒等の分析

平成24年度学校基本調査における1年以上居所不明児童生徒は84人であり、その多くが「小学校入学段階から居所不明」であった。さらに、平成24年4月の小学校中学校入学予定者で、学校が所在を確認できなかった未入学者が39人いた(1年以上居所不明者と未入学者あわせて123人)。

これら居所不明児童生徒数並びに未入学者数については、区間での人数にばらつきがあった。

(1)学年別 (人)

学年相当年齢	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
1年以上居所不明	17	19	10	2	4	10	5	12	79	
未入学										39
合計	17	19	10	2	4	10	5	12	79	123

※学年は学校に在籍していた場合の、年齢に相当する学年

※小1は「居所不明1年未満」児童数

(2)区別 (人)

鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	計
11	11	10	37	10	3	6	3	4	95
2	3	3	0	7	0	1	3	9	123

123人の居所不明児童生徒等の把握

教育委員会学事支援課と市民局窓口サービス課の連名で各区の戸籍課へ「1年以上居所不明者等の取り扱いについて」を依頼し、123人の確認・調査等を行った。

(人)

実態把握済み	89
後日、転出届等の届出があったもの	22
海外居住が判明したもの	19
他市町村等での就学が判明したもの	17
在住を確認したもの	14
不在住確認により住民票消除、又は消除予定のもの	17
調査継続	34
不在住を確認したが、処理を保留したもの	5
現地調査を行ったが不明のもの	29
計	123

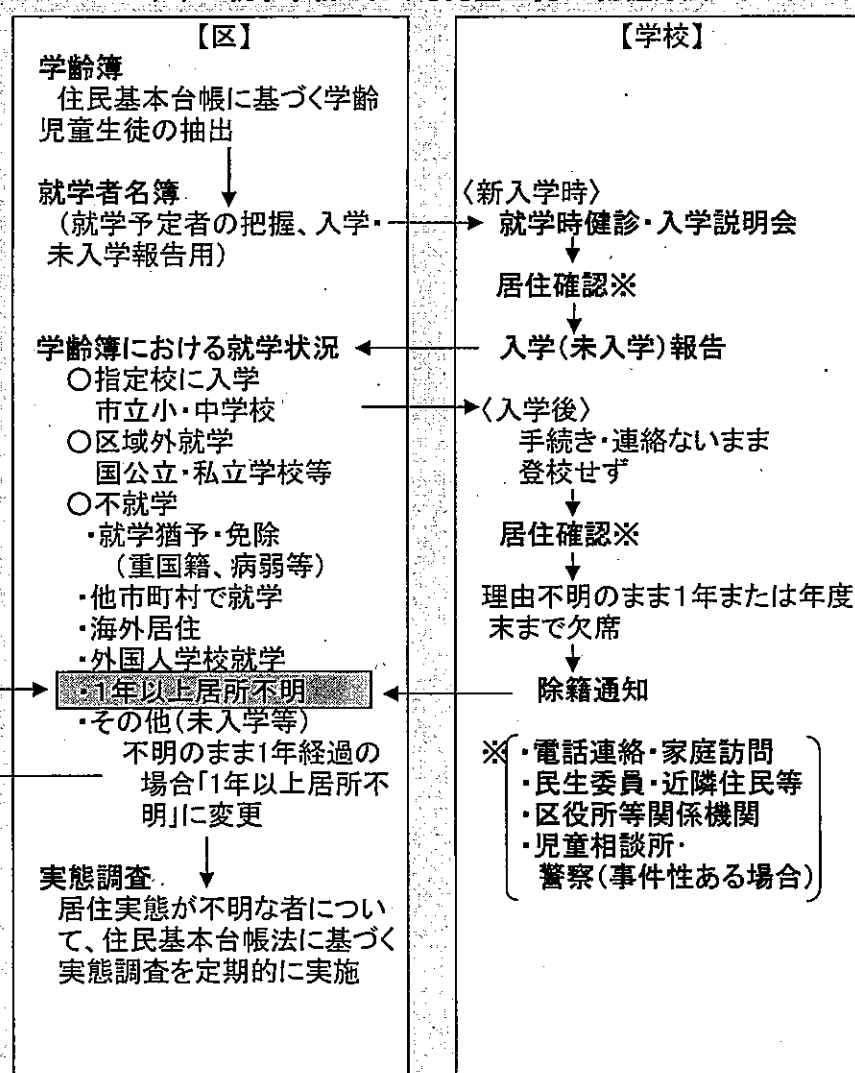
(平成25年1月7日現在)

2 居所不明児童生徒等の確実な把握に向けた対応

- 1 学校から区戸籍課への情報提供を徹底する。
- 2 報告を受けた区戸籍課では、住民基本台帳法の実態調査を行う際に、状況に応じて、児童手当の支給状況などについて関係課へ照会を行う。
- 3 小学校入学前の把握時点からの居所不明状態が長期に渡る場合には、居住実態に合わせた学齢簿の編製等のためにも、区戸籍課で優先的・継続的に実態調査を行うなど、状況把握の一層の強化を行う。

(参考)

本市の就学事務における児童生徒の把握方法



* 就学事務は、教育委員会から区長へ委任している。

4 継続して検討を行う課題

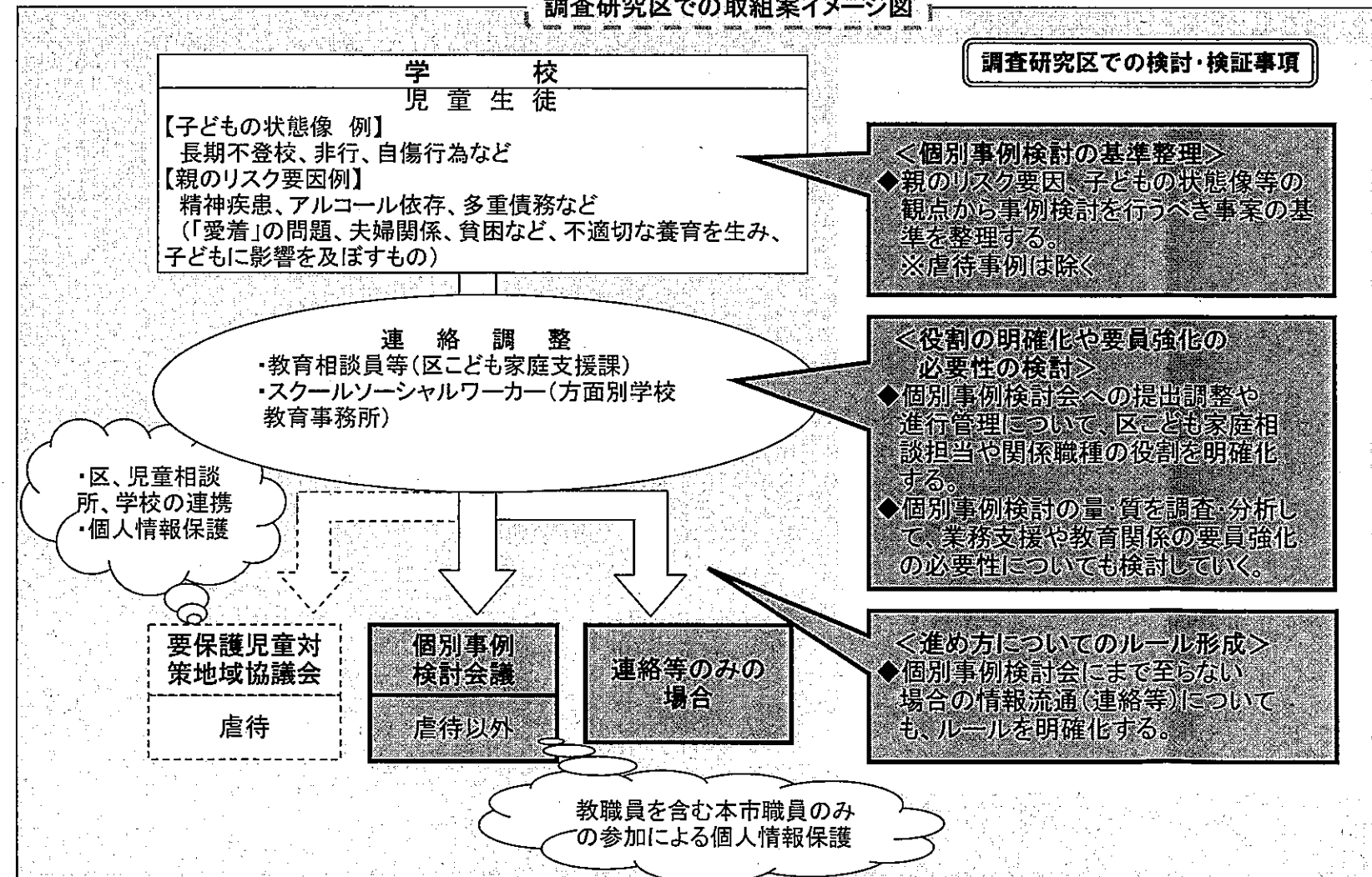
- 1 平成25年度も、家庭における子育て・教育支援プロジェクトを継続し、学齢前の子どもや家庭状況に関わる課題などを継続して検討する。
- 2 平成25年1月に設置した、首都圏連合協議会の「居所不明児童生徒対策研究会」に参加し、居所不明児童生徒に係る連携の在り方と課題等を検討する。

3 支援を要する家庭に向けた対応

○調査研究区を設定して、区福祉保健センター職員と教職員が参加する個別事例の検討を試し、状況や対応を分析

○平成25年度に、鶴見区で実施予定

調査研究区での取組案イメージ図



教職員を含む本市職員のみ
の参加による個人情報保護